

後期高齢者医療

被保険者証と 保険料決定通知書を送付

被保険者証を送付

後期高齢者医療の被保険者の皆さんへ7月中旬に、被保険者証(緑色)を送付します。

窓口で支払う

医療費

後期高齢者医療制度では、皆さんが医療機関の窓口で支払う医療費(一部負担金)の割合(窓口負担)を前年の収入により判定します。

○窓口負担割合の判定

住民税の課税所得が145万円未満…1割
住民税の課税所得が145万円以上…3割

○負担割合を1割に軽減

負担割合が3割の世帯で次の要件に該当する場合は、申請により負担割合が1割となります。

▽軽減要件
①世帯内の被保険者が1人の場合、収入金額が383万円未満。
②世帯内の被保険者が2人以上の場合、収入金額の合計が520万円未満。
③世帯内の被保険者が1人で、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合、これらの収入金額の合計が520万円未満。

▽申請に必要なもの 被保険者証、本人確認書類または本人の委任状、収入額が確認できる書類(源泉徴収

票、確定申告書の写し等)、印かん

入院時の

食事代等の軽減

入院時の食事代の自己負担額が軽減(表1)される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しています。現在、お持ちの認定証は7月31日で期限が切れますので、引き続き該当される人には市から新しい認定証を送付します。また認定証をお持ちでない人で、次の条件に該当する場合は、交付申請をしてください。

▽交付条件

低所得Ⅱ…世帯全員が住民税非課税の場合

低所得Ⅰ…世帯全員が住民税非課税で、かつ所得(年金所得は控除額を80万円と

い。

保険料は、年金からの天引き(特別徴収)または口座振替等(普通徴収)により納めていただきます。

▽普通徴収の場合は

納期は7月から翌年3月までの9回払いで、口座振替または金融機関等に直接、納めてください。

▽特別徴収の場合は

4月・6月・8月は前々年の所得で計算した保険料(仮算定)を天引きし、10月・12月・2月で前年所得により年間分を計算し直した保険料を天引きします。ただし、年金の受給額が18万円未満の人や介護保険料と合わせた保険料額が1回の年金支払額の2分の1を超える人は年金天引きの対象となりません。

保険料は特別徴収が原則ですが、申請により口座振替による納付を選択できます。詳しくは、お問い合わせください。

被扶養者であつた人の特例

後期高齢者医療制度に入するまで会社の健康保険や協会けんぽ、共済組合の被扶養者であつた人は、当分の間、保険料の所得割額はかかりず、均等割額も9割軽減されます。

※国保や国保組合の加入者は該当しません。

国民健康保険料等の負担を軽減

非自発的失業者の保険料軽減

高額の療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います。

▽手続き 雇用保険受給資格者証を取得し、国民健康保険証、印かんと共に持参のうえ、国保医療課で手続きをしてください。

【軽減対象期間】

(例1)平成23年3月31日から24年3月30日までに失業した人…離職日翌日の属する月から平成24年度までの保険料と失業月の翌月から平成25年7月までの高額療養費負担限度額等

(例2)平成24年3月31日から25年3月30日までに失業した人…離職日翌日の属する月から平成25年度までの保険料と失業月の翌月から平成26年7月までの高額療養費負担限度額等

(例3)平成25年3月31日から26年3月30日までに失業した人…離職日翌日の属する月から平成26年度までの保険料と失業月の翌月から平成27年7月までの高額療養費負担限度額等

【特定受給資格者・特定理由離職者の確認】

雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由コード(表)で確認します。

退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月割額を3割減免します。

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん

給資格者証、印かん

※失業等により前年より所得が著しく減少する国保加入者も減免の対象となる場合があります。詳しくは、国保医療課までお問い合わせください。

一部負担金の減免等

国保加入者が、ひとつの医療機関で1か月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

▽承認期間 原則として年間3カ月以内(医師の意見により最大6カ月)

国保医療課

問い合わせ

■ 入院したときの食事代等の自己負担額 【表1】

		1食当たり
一般(下記以外の所得者)		260円
低所得Ⅱ	90日以内の入院 (過去12カ月の入院日数)	210円
	90日を超える入院 (過去12カ月の入院日数)	160円
低所得Ⅰ		100円

■ 均等割額の軽減 【表2】

軽減割合	軽減の要件
9割	8.5割軽減に該当する人のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない世帯
8.5割	世帯内の被保険者全員と世帯主の所得金額の合計額が33万円以下の人
5割	世帯の総所得金額等の合計額が、基礎控除額(33万円)+24万5千円×被扶養者数(被保険者である世帯主を除く)を超えない世帯
2割	世帯の総所得金額等の合計額が、基礎控除額(33万円)+35万円×被扶養者数(被保険者である世帯主を除く)を超えない世帯

■ 所得割額軽減措置
総所得金額から33万円を引いた金額が58万円以下の人…5割軽減

【保険料の算定方法】

保険料(限度額55万円)	
均等割額	所得割額
(被保険者1人当たり)	{ 総所得金額等 - 基礎控除額 (33万円) } × 9.12%
46,390円	

国民健康保険料等の負担を軽減

非自発的失業者の保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を軽減する制度を平成22年4月から実施しています。対象者は次の①②の要件をいずれも満たす人です(申請必要)。

▽要件 ①離職時点65歳未満 ②雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定された人

▽軽減方法 離職日翌日の属する月から翌年度までの保険料と失業月の翌月から平成25年7月までの高額療養費負担限度額等

(例1)平成23年3月31日から24年3月30日までに失業した人…離職日翌日の属する月から平成24年度までの保険料と失業月の翌月から平成25年7月までの高額療養費負担限度額等

(例2)平成24年3月31日から25年3月30日までに失業した人…離職日翌日の属する月から平成25年度までの保険料と失業月の翌月から平成26年7月までの高額療養費負担限度額等

(例3)平成25年3月31日から26年3月30日までに失業した人…離職日翌日の属する月から平成26年度までの保険料と失業月の翌月から平成27年7月までの高額療養費負担限度額等

【特定受給資格者・特定理由離職者の確認】

雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由コード(表)で確認します。

退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月割額を3割減免します。

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん

給資格者証、印かん

※失業等により前年より所得が著しく減少する国保加入者も減免の対象となる場合があります。詳しくは、国保医療課までお問い合わせください。

一部負担金の減免等

国保加入者が、ひとつの医療機関で1か月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

▽承認期間 原則として年間3カ月以内(医師の意見により最大6カ月)

国保医療課

問い合わせ

問い合わせ

問い合わせ

問い合わせ

問い合わせ

問い合わせ

問い合わせ

問い合わせ

問い合わせ

問い合わせ

問い合わせ

問い合わせ

問い合わせ

問い合わせ

問い合わせ

問い合わせ

問い合わせ

問い合わせ

問い合わせ

問い合わせ